

広島県告示第四百二十三号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項において準用する同条第一項の規定によって、次のとおり事業計画を変更した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 住宅地区改良事業の名称

福島町二丁目地区 住宅地区改良事業

二 事業計画の決定の年月日

平成十五年九月十六日

三 事業計画の変更の年月日

平成十九年四月五日